（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「ものに限る」を「ものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く」に改め、同項第十九号中「をいう。）」を「をいう。第二十三号及び第三項第二号ホにおいて同じ。）であって、同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。第三項第二号ホにおいて「旧厚生年金保険法」という。）第百七十六条第二項の規定による届出がされているもの」に改め、同項第二十三号中「法人（」の下に「存続厚生年金基金を除き、」を加え、同項第二十五号イ中「限る」を「限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行うものを除く」に改め、同条第三項第二号に次のように加える。

ホ　旧厚生年金保険法第百七十六条第二項の規定による届出の日（第一項第十九号に掲げる者のうち存続厚生年金基金に係る届出者に限る。）

第十五条第一項第一号中「行う者」の下に「（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第十六条第一項第七号の二、第十一号及び第十三号中「すべて」を「全て」に改め、同項第十四号中「であるものに限る」の下に「。次号において同じ」を、「売出しの取扱い」の下に「及び電子申込型電子募集取扱業務等（金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。次号において同じ。）に係るもの」を加え、「同条第一項第一号」を「法第二条第二項第一号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の二　法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者が、電子申込型電子募集取扱業務等（売出しの取扱いを除く。以下この号において同じ。）を行う場合において、当該電子申込型電子募集取扱業務等に関して顧客から金銭の預託を受ける行為であって、次に掲げる方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理するもの

イ　銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（当該金銭であることがその名義により明らかなものであって、当該金融商品取引業者が当該金銭についてロに掲げる金銭信託をする基準日として週に一日以上設ける日の翌日から起算して三営業日以内に当該金銭信託をする場合に限る。）

ロ　信託会社（信託業法第二条第二項に規定する信託会社をいう。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託（当該金銭であることがその名義により明らかなものであって、当該金融商品取引業者を委託者とし、当該金融商品取引業者の行う電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客を元本の受益者とするもののうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十一条第一項第四号に掲げる方法により運用されるもの又は元本補塡の契約のあるものに限る。）

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第三号中「相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する」を「際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売出価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する」に改める。

第十四条の四第三項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の三第二項第三号に掲げる者が第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書を提出する場合であつて、第一項第二号及び前項第二号に定める書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第十四条の十二第二項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の三第二項第三号に掲げる者が第十五号様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合であつて、前項第二号に定める書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

第二号様式記載上の注意㊺e、第三号様式記載上の注意⑮d及び第五号様式記載上の注意⑳e中「会社」を「会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第27条の30の7の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社」に改める。

第十一号様式第二部第1の1及び2を次のように改める。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日__財務（支）局長に提出

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日まで に____財務（支）局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日まで に____財務（支）局長に提出

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日まで に____財務（支）局長に提出予定

第十一号様式記載上の注意⑨c中「c及びd」を「cからeまで」に改め、同記載上の注意⑨に次のように加える。

e　法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1　有価証券報告書及びその添付書類」及び「2　四半期報告書又は半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

第十一号の二様式第二部第1の1及び2を次のように改める。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日__財務（支）局長に提出

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日まで に____財務（支）局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）

第十一号の二の二様式第二部第1の1及び2を次のように改める。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日__財務（支）局長に提出

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日まで に____財務（支）局長に提出予定